

議案第六一号

三朝町技能労務取員の給与の種類及び基準に  
関する條例の制定についで

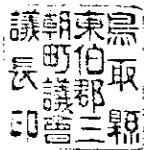
三朝町技能労務取員の給与の種類及び基準に  
関する條例を別紙のよう  
に制定するものとす

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十六年九月二十三日 原案可決

三朝町議會議長 加藤 幸太郎



三朝町技能労務取員の給与の種類及び基準に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第四項の規定において准用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第三十八條第三項の規定に基き技能労務取員(以下「取員」という)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする

又、前項の「技能労務取員」とは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十五号)第五十七條に規定する單純な労務に雇用される者をいう

(給与の種類)

第二條 取員の給与の種類は給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、及び退職手当とする。

(給料)

第三條 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養  
手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務  
手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉  
手当及び退取手当を含まないものとする。  
2、各取員の受ける給料はその取務の複雑、困難及び責任の度に応じ  
かつ勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考  
慮したものでなければならぬ。

(扶養手当)

第四條 扶養手当は扶養親族のある取員に対して支給する。

(通勤手当)

第四條の二 通勤手当は次の各号に掲げる取員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という)を  
利用し、かつその運賃又は料金を負担することを常例とする取員  
(交通機関等を利用しなれば通勤することが著しく困難である取員  
以外の取員である交通機関等を利用して徒歩により通勤

するものとし、場合の通勤距離が片道ニキロメートル未満であるものを除く

ニ通勤のため自転車、その他の交通の用具(以下「自転車等」)という)を使用することを常例とする取員(二前号の規定に該当する取員及び自転車等を使用しな<sup>ら</sup>いで徒歩により通勤するものとし、場合の通勤距離が片道ニキロメートル未満である取員を除く)

(特殊勤務手当)

第五條 特殊勤務手当は次の各号に掲げる特殊な勤務で給与上特

別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事し、取員に対して支給する。

一 著しく危険、不快又は不健康な勤務

ニ 程度が著しく高い勤務

(時間外勤務手当)

第六條 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた取員には正規の

勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給

する。

(休日勤務手当)

第七條 取員には正規の勤務日が休日にあつても正規の給与を支給する

2. 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた取員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。ただし正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給されない

3. 前三項の「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。

(夜間勤務手当)

第八條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する取員にはその間に勤務した全時間に対して夜間勤務手当を支給する

(宿日直手当)

第九條 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には宿日直手当を

支給する

二前項の勤務は六条 七条 八条 九条及び十條の勤務には含まれ

ないものとする

(寒冷地手当)

第十條 八月末日<sup>十五</sup>(その日が日曜日)に当るときはその前日)に在取する

職員には寒冷地手当を支給する

(期末手当)

第十一條 六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日)に当るときはそれ

の前日以下同じ)にそれそれその日に在取する職員には期末手当を

支給する

(勤勉手当)

第十二條 六月十五日及び七月十五日に在りし日に在りし職員

には次の各号に掲げる正分に充てる期間におけるその者の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する

一 六月十五日

同日以前六月以内の期間

二 七月十五日

同日以前七月以内の期間

(退取手当)

第十三條 職員が勤続期間六月以上で退取したるとき又は勤続期間六月

未満で退取した場合は次の各号に掲げる事由により退取した

ときは退取手当を支給する

一 取制若しくは定数の改定又は予算の減少により退取又は過員

を生じたため退取した場合は

二 傷い疾病によりその取に堪えず退取した場合は

三 前各号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退取し

た場合は

四、勤務機関の移転により退職した場合

五、在取中に死亡した場合

二、前項の退職手当者は次の各号の一に該当する者には支給しない

一、地方公務員法第十九条の規定による免職の処分を受けた者

二、地方公務員法第十八条の六項の規定による失職（同法第十六条の一号に

該当する場合を除く）をした者

三、労働基準法（昭和三十一年法律第四十九号）の二十条及び三十一條の規定に

より解雇予告手当を支払う場合においてはこれに相当する額を減額

して退職手当を支給するものとする

六、勤続期間六月以上で退職した取員が退職の日の翌日から起算して

一年以内に失業を認めている場合において、その者が失業保険法（昭和三十一年

法律第四十六号）の規定する失業保険金の額に達する退職手

当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の

規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する

(支給額決定の基準)

第十四條 取員の給与の額は取員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)の適用を受けける者の給与の額との権衡並びに取務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする

(給与の減額)

第十五條 取員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認がある場合を除く外その勤務しない一時間につき勤務一時間当りの給料を減額して支給する

(賃金等で雇用する取員の給与)

第十六條 賃金等で雇用する取員については任命権者はこの条例の規定にかかわらず他の取員との権衡を考慮し予算上の範囲内で給与を支給する

附 則

(施行の期日)

この条例は昭和三十一年十月一日から施行する